

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

(社会福祉課)

一

○生活保護法による指定介護機関の指定

(同)

二

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

三

○特定計量器の定期検査の実施(三件)

(産業立地推進課)

三

○農用地利用配分計画の認可の申請

(農業振興課)

四

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

四

○保安林の指定の解除(二件)

(森林整備課)

四

○海岸保全区域の変更

(河川課)

五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(都市計画課)

六

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(同)

七

### 収用委員会

○大谷川浜前原事件公示送達

九

### 正 誤

○宮城県公報第二八四七号(平成二十九年四月四日付け)中

九

○宮城県公報第二八五五号(平成二十九年五月二日付け)中

九

## 告 示

○宮城県告示第五百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	医療法人医徳会	短期入所療養介護	平成二十年三月三十一日
有限会社クマシヨウ	栗原市若柳字川北新中谷地二百三十一	有限会社クマシヨウ	福祉用具貸与	平成十七年三月三十一日

○宮城県告示第五五五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年五月二十六日

一 訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	医療法人医徳会	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	平成二十九年一月一日

二 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	医療法人医徳会	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	平成二十九年一月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人医徳会真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	医療法人医徳会	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	平成二十九年一月一日

四 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

五 介護予防訪問看護

有限会社クマシヨウ	栗原市若柳字川北新中谷地二百三十一	有限会社クマシヨウ	栗原市若柳字川北新中谷地二百三十一	平成二十九年三月一日
-----------	-------------------	-----------	-------------------	------------

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

医療法人医徳会真壁病院

東松島市矢本字鹿石前百九番地四

医療法人医徳会

東松島市矢本字鹿石前百九番地四

平成二十九年一月一日

六 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

医療法人医徳会真壁病院

東松島市矢本字鹿石前百九番地四

医療法人医徳会

東松島市矢本字鹿石前百九番地四

平成二十九年一月一日

七 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

医療法人医徳会真壁病院

東松島市矢本字鹿石前百九番地四

医療法人医徳会

東松島市矢本字鹿石前百九番地四

平成二十九年一月一日

八 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

有限会社クマシヨウ

栗原市若柳字川北新中谷地二百三十一

有限会社クマシヨウ

栗原市若柳字川北新中谷地二百三十一

平成二十九年三月一日

○宮城県告示第五百六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称

所在地

認定年月日

認定の有効期限

伊藤病院

仙台市青葉区二日町八番八号

平成二十九年五月二十四日

平成三十二年五月二十三日

○宮城県告示第五百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二十六日

総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号	平成二十九年五月二十四日	平成三十二年五月二十三日
真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	平成二十九年五月二十四日	平成三十二年五月二十三日

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年七月二十一日	七ヶ宿町全区域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	七ヶ宿開発センター

○宮城県告示第五百八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年七月二十四日	蔵王町全区域	午前十時から午後二時三十分まで	蔵王町ふるさと文化会館（こざいんホール）

○宮城県告示第五百九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年七月二十五日	川崎町全区域	午前十時から午後二時三十分まで	川崎町役場西庁舎一階車庫

○宮城県告示第五百十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年五月二十六日から平成二十九年六月九日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日  
平成二十九年五月十六日

三 縦覧場所  
宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業三輪田地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることが出来る。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間  
平成二十九年五月二十九日から平成二十九年六月二十六日まで

三 縦覧場所  
石巻市役所

○宮城県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町戸倉字坂本五の一、五の二

二 保安林として指定された目的  
潮害の防備





六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
 七 入札の公告を行った日 平成二十九年三月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
 平成二十九年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 パラレルゴール 五対
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十九年十二月二十日（水）

4 納入場所 宮城県総合運動公園内 セキスイハイムスーパーアリーナ（宮城県総合体育館）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五）へ平成二十九年六月十二日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるもの(をいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 愛 電話〇二二一三三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年六月十二日(月)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年六月十二日(月)から平成二十九年六月二十日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年六月二十日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十九年六月二十六日(月)午前九時から平成二十九年七月四日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十九年七月四日(火)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年七月五日(水)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to Be Procured : Portable Basketball Hoops (5 pairs)
- 2 Deadline for Delivery : December 20, 2017 (Wed)
- 3 Place of Delivery : Sekisui Heim Super Arena (Grande 21 Miyagi Stadium)
- 4 Deadline for Bid : July 4, 2017 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

Japan Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.



収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第22号

大谷川浜前原事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年 5月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成29年 5月19日付け宮収号外通知文

平成29年 5月15日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

氏名不明の5人（ただし、宮城県石巻市大谷川浜前原35番の土地登記事項証明書の表題部記載の「外5名」）

正 誤

○宮城県公報第二八四七号（平成二十九年四月四日付け）中

ページ 段 行

一 上 四 前 行 四 前 行

（医療政策課）

正

（医療整備課）

誤

○宮城県公報第二八五五号（平成二十九年五月二日付け）中

ページ 段 行

一 上 四 前 行 四 前 行

（医療政策課）

正

（医療整備課）

誤